重要事項説明書

様

株式会社クプナ ケアプランセンタークプナ

居宅介護支援

契約書別紙 (兼重要事項説明書)

あなた(利用者)に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社 クプナ		
主たる事務所の所在地	〒084-0909 北海道釧路市昭和南5丁目5-8		
代表者(職名・氏名)	代表取締役 石井 善樹		
設立年月日	平成26年 2月20日		
電話番号	0154-55-2211		

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ケアプランセンター クプナ	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒084-0909 北海道釧路市昭和南5丁目5番8号	
電話番号	0154-52-5511	
指定年月日・事業所番号	平成26年 3月 3日指定 0174142026	
管理者の氏名	富塚 春美	
通常の事業の実施地域	釧路市	

3. 事業の目的と運営の方針

	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅にお
事業の目的	いて自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援
	を提供することを目的とします。
	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他
 運営の方針	関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の
連名のカッ	保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護
	状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその 家族、指定居宅サービス事業者等との連結調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実 施状況を把握します。

- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- あなたの要介護(要支援)認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

5. 営業日時

	月曜日から金曜日まで
営業日	ただし、国民の祝日(振り替え休日を含む)及び年末年始(12月30日か
	ら1月3日)及びお盆(8月13日から8月16日)を除きます。
	午前8時30分から午後5時30分まで
営業時間	ただし、利用者の希望に応じて、24時間対応可能な体制を整えるもの
	とします。

6. 事業所の職員体制

学業の職種	員 数 公世老の 財徒		
従業者の職種	常勤	常勤兼務	計
介護支援専門員	2 人	1 人	3 人

7. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口に指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

(1) 居宅介護支援の利用料

【基本利用料】

	利用料 (1ヵ月あたり)		利用者負担金	
取扱要件			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費(I)	要介護度1・2	10,530円		10,530円
〈取扱件数が40件未満〉	要介護度3・4・5	13,680円		13,680 円
居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護度1・2	5,270 円	क्षीपदः अस्ति।	5, 270 円
<取扱件数が40件以上 60件未満>	要介護度3・4・5	6,840円	無料	6,840円
居宅介護支援費 (Ⅲ) 〈取扱件数が60件以上〉	要介護度1・2	3, 160 円		3, 160 円
	要介護度3・4・5	4, 100 円		4,100円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、<u>上記の基本利用料に以下の料金が加算</u>されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更され た利用者に対し指定居宅支援を提供した場合(1月 につき)	3,000 円
入院時情報 連携加算(I)	利用者が病院等に入院する際に、入院後3日以内に情報提供した場合(1月につき1回を限度)	2,000 円
入院時情報 連携加算(Ⅱ)	利用者が病院等に入院する際に、入院後7日以内に情報提供した場合(1月につき1回を限度)	1,000 円
退院・退所加算	退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定。但し、「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議(退院時カンファレンス等)に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する課費な行った場合に関する。	〈カンファレンス参加なし〉 連携1回 4,500 円 連携2回 6,000 円 〈カンファレンス参加あり〉 連携1回 6,000 円 連携2回 7,500 円
	関する調整を行った場合に限る。 ※入院又は入所期間中につき1回を限度。また初回加 算との同時算定不可。	連携3回 9,000 円
ターミナルケアマネ ジメント加算	末期の悪性腫瘍であり、在宅で亡くなられた利用者が対象で、算定の条件として、 ・24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行う体制を整備。 ・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施。 ・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し。主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供	4,000 円/月
小規模多機能型居宅 介護事業所連携加算	利用者が小規模多機能型居宅介護事業所を利用する に当たって必要な情報を提供し、小規模多機能型居 宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に 協力した場合	3,000 円
看護小規模多機能型 居宅介護事業所連携 加算	利用者が複合型サービス事業所を利用するに当たっ て必要な情報を提供し、複合型サービス事業所にお ける居宅サービス計画の作成等に協力した場合	3,000 円
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問して カンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービ ス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度)	2,000 円

特定事業所加算(I)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を 全て満たした場合	5,000 円
特定事業所加算(Ⅱ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の 一部を満たした場合	4,000 円
特定事業所加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の 一部を満たした場合	3,000 円
特定事業所加算(IV)	特定事業所加算(I)~(Ⅲ)のいずれかを取得し、かつ、退院・退所加算の算定に係る医療機関等との連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算(新設)を年間5回以上算定している場合。	1,250 円
特別地域 居宅介護支援加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の 15 %
小規模事業所加算	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの実利 用者数が20名以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の 10 %
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	中山間地域(=新潟県の場合は全域)において、 <u>通</u> 常の事業の実施地域外に居住する利用者へサービス 提供した場合	上記基本利用料の 5 %

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の 要件に該当した場合	上記基本利用料の 50 % (2月以上 継続の場合100%)
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について 特定の事業者への集中率が、正当な理由なく90% を超える場合	2,000 円

《交通費》

通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を 徴収させていただきます。尚、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地 域を越えた地点から1キロメートル当たり10円とします。

(2) 支払い方法

上記の利用料は、1ヵ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法により お支払いください。

支払い方法	支払い要件等		
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の20日 (祝休日の場合は直前の平日) までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 釧路信用金庫 昭和支店 普通口座 口座番号: 0107347		
	口座名義人 株式会社クプナ 代表取締役 石井善樹		

現金払い

サービスを利用した月の翌月の20日(休業日の場合は直前の営業日) までに、現金でお支払いください。

8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町 村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがあり ましたら、何でもお申し出ください。

氏 名: 連絡先(電話番号): 0154-52-5511

10. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居 宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付 けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。
- 1. 利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置
- ・相談・苦情に対する窓口として、下記の者を相談窓口として配置しています。 また、担当者が不在の時は、基本的な事項について誰でも対応できるようにすると ともに、担当者が必ず引き継ぐことになっています。

電話番号 0154-52-5511

事業所相談窓口 面接場所 当事業所の相談室

(担当者) 富塚 春美 管理者 富塚 春美

- (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順
 - ・苦情受付担当者は、利用者等から受け付けた苦情を「苦情解決受付簿」に記載する。
 - ・受け付けた苦情に対しては、利用者宅等を訪問する等し、速やかに事実確認を行うと ともに、今後の対応や予定を説明し了解を得る。
 - ・苦情内容の原因を分析する為、関係者の出席のもと検討会議を開催し、対応策の協議 を行う。
 - ・苦情申出者に、その結果又は解決に向けての対応策等の説明を行い同意を得る。
 - ・改善を速やかに実施し、改善状況を確認する。(損害を賠償すべき事故が発生した 場合は速やかに損害賠償を行う。
 - ・苦情の内容から必要に応じて、市町、道、国民健康保険団体連合会に報告を行う。
 - ・同様の苦情、事故が起こらないように苦情処理の内容を記録し、従業者へ周知すると ともに、研修等の機会を通じて再発防止に努め、サービスの質の向上を目指す。
 - 「苦情解決受付簿」については、その解決の日から2年間保存する。
- (3) 苦情があったサービス事業所に対する対応方針等
 - ・サービス提供事業所に対する苦情があった際には、苦情を受けるに至った経緯を把握 した上で、当該事業者の責任者に連絡をとり、早急に対応するよう求め、必要に応じ

て当該事業所に改善を求める。

- ・当該事業者に問題があったにも拘わらず度重なる苦情がある場合には、利用者、関係 機関と協議のうえ、事業所の変更を協議します。
- (4) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

	釧路市介護保険課	電話番号 0154-31-4598
苦情受付機関	釧路市西部地域包括支援センター	電話番号 0154-55-2666
	北海道国民健康保険団体連合会	電話番号 011-231-5175

11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 住 所 北海道釧路市昭和南5丁目5-8 事業者(法人)名 株式会社 クプナ

ケアプランセンター クプナ

代表者職・氏名 代表取締役 石井 善樹 印

説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏 名 印

署名代行者(又は法定代理人)

住 所

氏 名 印

本人との続柄

立会人住所

氏 名 印